

年金問題について

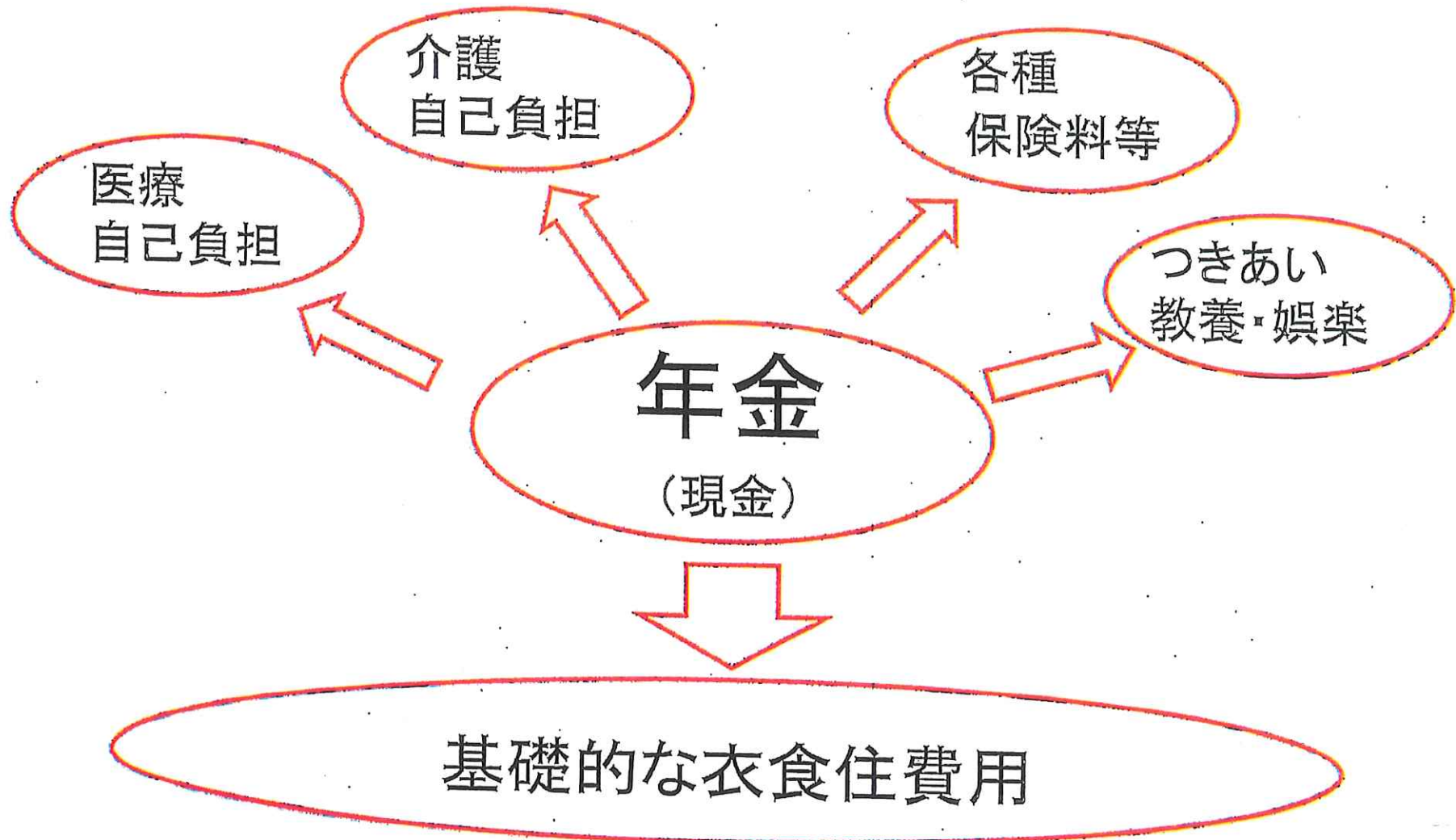
令和6年8月25日 大河原まさこの政治サロン

立憲民主党政調会長 長妻昭

< 老後の尊厳を守る >

年金とは？

年金は、家族間扶養の社会化
～老後の生活の中核～



高齢者を取り巻く課題

●基礎年金の実質価値が3割減(所得代替率)

●7倍もある年金格差

*年金額10分位で最小分位と最大分位との格差7倍(2012年)

●公的年金、半数近くが月額10万円以下

*公的年金一人当たり(65歳以上)月額10万円以下が43.6% ※1

●物価が上がっても年金が上がらないことも(賃金スライド)

●高齢者世帯、生活保護の過半数(年金代わりに)

*生活保護全体に占める高齢者の生活保護世帯55% ※2

●65歳以上孤独死、年6.8万人(参考値) ※3

●高齢者5人に一人が一人暮らし(東京は4人に一人) ※4

*高齢一人暮らし女性 相対的貧困率44.1% ※5

*高齢一人暮らし 3人に一人持ち家なし(東京は2人に一人持ち家なし) ※6

●高齢者のうち、認知症7人に一人(2030年推計) ※7

※1 (出典) 令和4年『老齢年金受給者実態調査』

※2 (出典) 生活保護の被保険者調査(令和6年3月分概数)

※3 (出典) 2024年5月14日衆議院決算行政監視委員会における警察庁答弁

※4 (出典) 「国勢調査」をもとにした総務省統計局作成資料

※5 (出典) 令和3年国民生活基礎調査

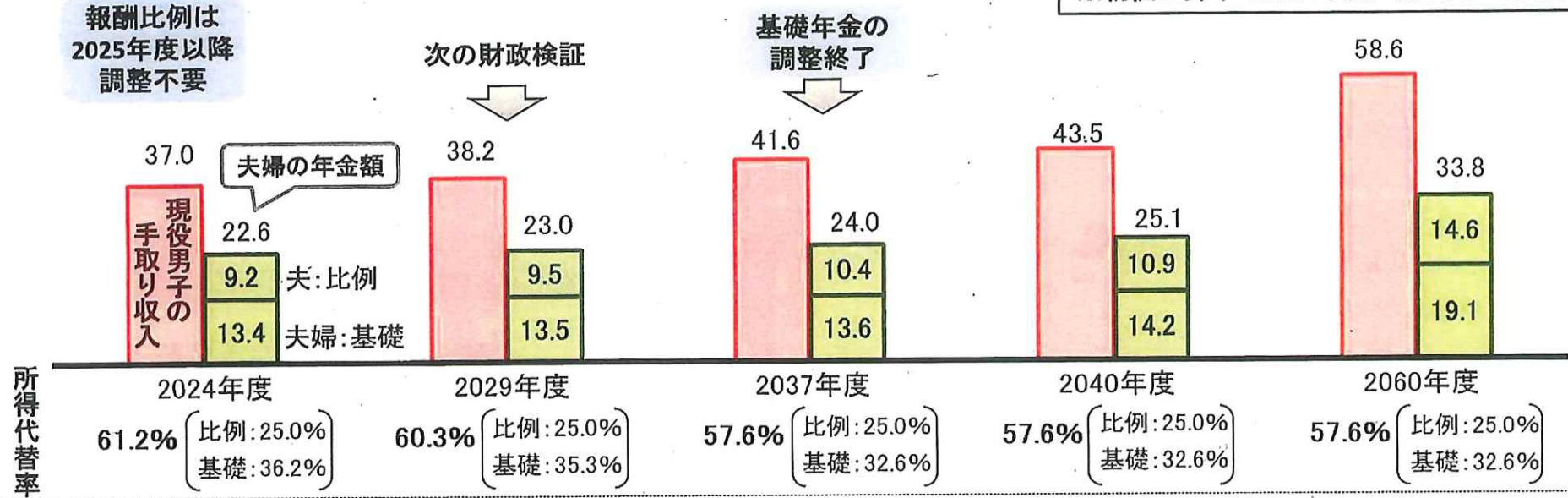
※6 (出典) 「国勢調査」をもとにした総務省統計局作成資料

※7 (出典) 厚労省老健局作成資料

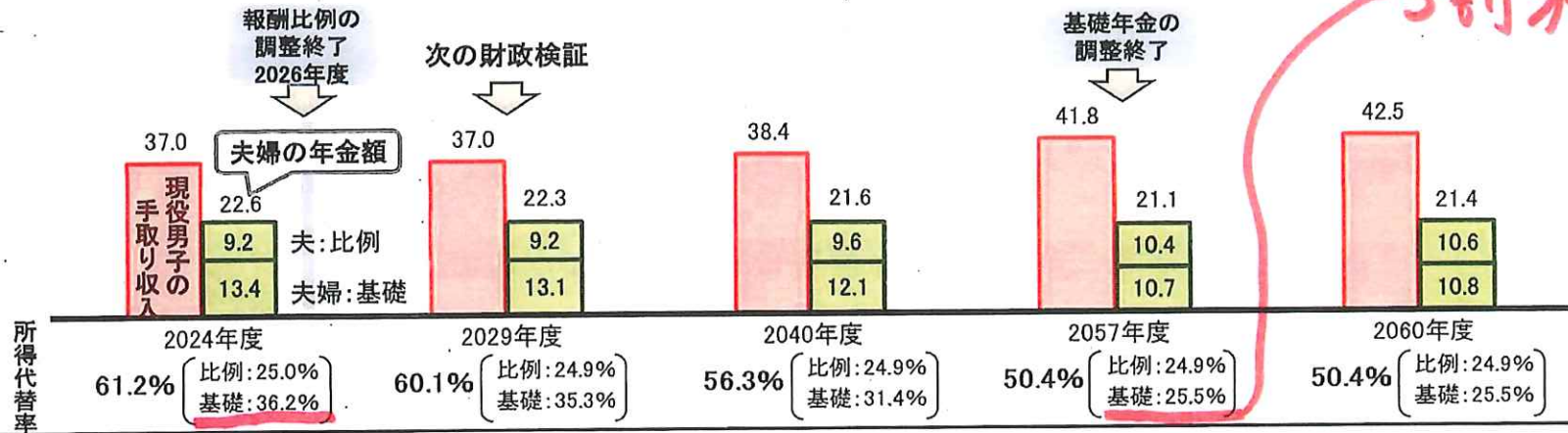
所得代替率及びモデル年金の将来見通し（令和6(2024)年財政検証）

成長型経済移行・継続ケース (実質賃金上昇率(対物価)1.5%)

単位:万円(月額)
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

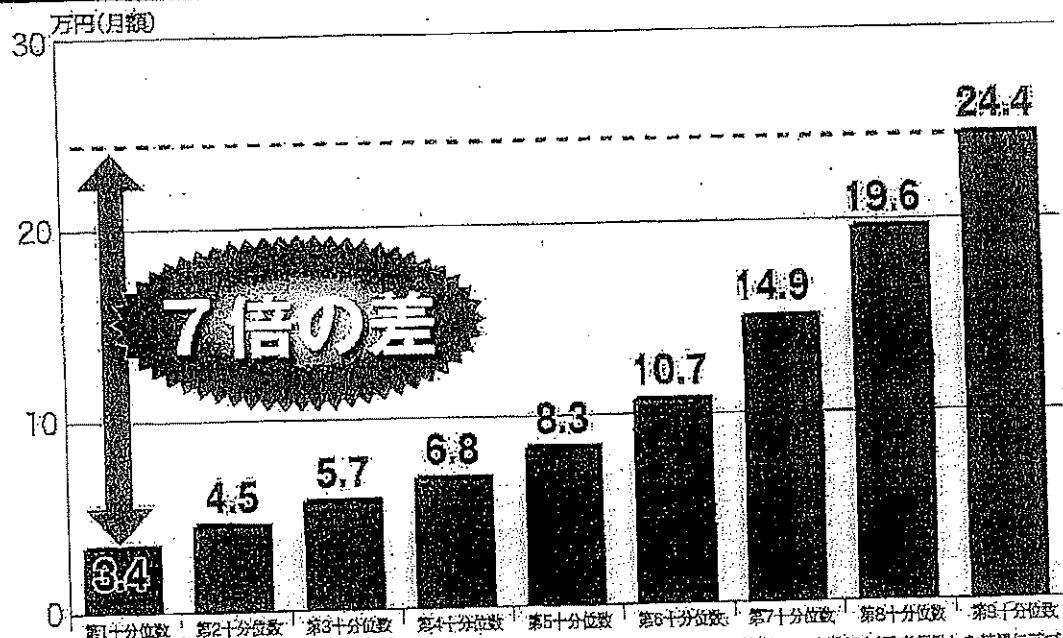


過去30年投影ケース (実質賃金上昇率(対物価)0.5%)



- ※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
- ※ 所得代替率にいる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。
- ※ 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

65歳以上の受給者の年金月額(十分位数ごと)



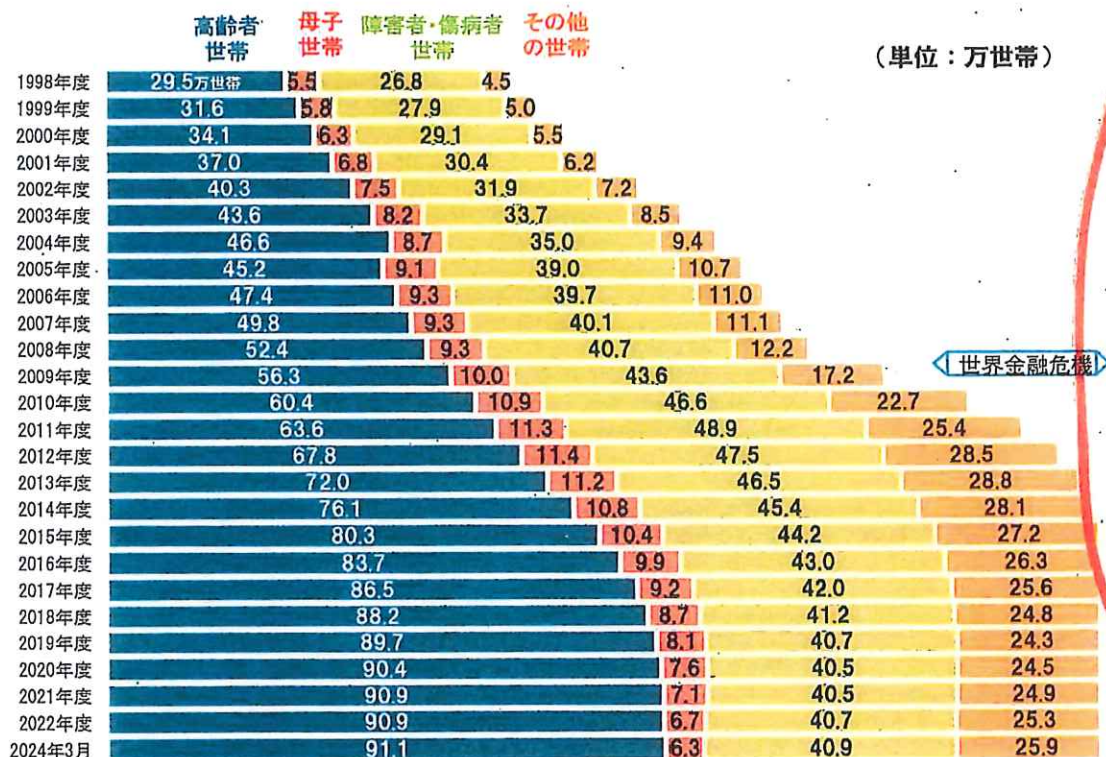
※年金月額は、「公的年金加入者等の所得に関する実態調査」(平成24年7月、年金局)の総収入(公的年金、企業年金等)を集計した結果に基づく。

10 厚生労働省提出資料等に基づき調査結果を作成

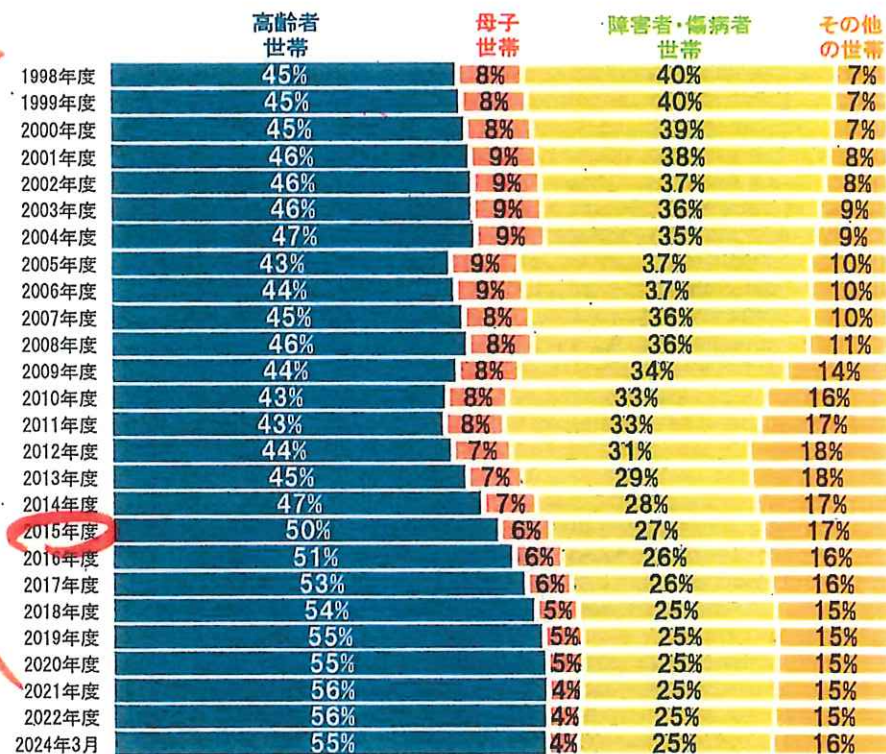
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

- 「高齢者世帯」の世帯数は、社会全体の高齢化に伴い増加傾向にあるが、近年は、増加幅が縮小し、ほぼ横ばいとなっている。
- 「母子世帯」の世帯数は、近年、減少傾向にある。
- 「その他の世帯」は、世界金融危機後、世帯数・全世帯数に占める割合が大きく増加した。その後減少したが、コロナ禍以降、増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の92.9%が単身世帯（2024年3月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2011年度以前は福祉行政報告例）（2024年3月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

Table 4.2. Gross pension replacement rates from mandatory public, mandatory private and voluntary private pension schemes, in percentage

Percentage of individual earnings

	Mandatory Public		Mandatory private (DB & DC)		Total mandatory		Voluntary (DB & DC)		Total with voluntary		
	0.5	1	1	2	0.5	1	0.5	1	0.5	1	2
Australia	38.5	0.0	26.0	26.0	64.5	26.0					
Austria	74.1	74.1	55.9		74.1	74.1	55.9				
Belgium	67.7	43.5	31.4		67.7	43.5	31.4	3.5	8.9	23.3	54.7
Canada	46.0	36.8	18.4		46.0	36.8	18.4	20.2	20.2	66.2	38.6
Chile	23.7	11.9	3.4		25.1	25.3	28.7				
Colombia	99.2	74.8	74.8		48.8	37.1	28.7				
Costa Rica	55.6	54.4	50.6		99.2	74.8	74.8				
Czechia	78.1	47.4	32.1		65.3	64.1	60.4				
Denmark	73.6	30.2	10.1		78.1	47.4	32.1				
Estonia	48.6	28.1	17.8		116.6	73.1	53.1				
Finland	58.4	58.4	58.4		48.6	28.1	17.8	22.3	22.3	66.6	47.4
France	57.7	57.6	49.4		57.7	57.6	49.4				
Germany	47.8	43.9	33.7		47.8	43.9	33.7	10.9	10.9	58.6	54.7
Greece	94.2	80.8	74.1		94.2	80.8	74.1				
Hungary	54.9	52.4	51.2		54.9	52.4	51.2				
Iceland	22.5	0.0	0.0		65.6	43.1	43.1				
Ireland	52.4	26.2	13.1		52.4	26.2	13.1				
Israel	19.0	9.5	4.8		33.6	28.5	14.3				
Italy	76.1	76.1	76.1		62.6	38.0	19.0	16.1	13.7	66.7	25.9
Japan	43.3	32.4	26.9		43.3	32.4	26.9				
Korea	47.6	31.2	18.8		48.6	31.6	19.4				
Latvia	55.0	39.6	39.8		55.0	39.8	39.8				
Lithuania	28.9	18.2	12.9		28.9	18.2	12.9	15.7	11.9	44.6	30.1
Luxembourg	86.7	74.8	69.9		86.7	74.8	69.9				
Mexico	55.2	15.2	4.9		18.2	40.3	45.2	14.5	14.5	73.5	59.7
Netherlands	58.2	29.1	14.5		29.0	45.6	53.8	74.7	68.4		
New Zealand	62.9	39.7	19.8		62.9	39.7	19.8	15.8	15.2	76.8	34.5
Norway	54.9	39.1	22.9		5.4	5.4	5.3				
Poland	30.3	29.3	28.7		30.3	29.3	28.7				
Portugal	75.7	73.9	71.3		75.7	73.9	71.3				
Slovak Republic	65.9	54.9	48.3		65.9	54.9	48.3				
Slovenia	62.1	42.1	41.3		62.1	42.1	41.3				
Spain	80.4	80.4	49.6		80.4	80.4	49.6				
Sweden	49.0	49.0	28.4		13.3	13.3	48.0				
Switzerland	32.2	21.2	10.9		20.0	18.7	9.4				
Turkiye	70.3	70.3	70.3		70.3	70.3	70.3				
United Kingdom	43.5	21.7	10.9		18.4	20.1	17.5				
United States	49.4	39.1	27.8		61.8	41.9	28.3				
OECD-38	56.3	42.3	33.5		49.4	39.1	27.8	34.1	34.1	83.5	61.9
Argentina	109.9	78.7	63.3		63.8	50.7	42.3			68.1	47.2
Brazil	88.4	88.4	82.7		109.5	78.7	63.3				
China	87.3	88.3	58.8		88.4	88.4	82.7				
India	23.4	23.4	0.0		87.3	68.3	58.8				
Indonesia	33.1	33.1	32.4		38.9	38.9	22.4				
Saudi Arabia	59.6	59.6	59.6		53.5	53.5	52.8				
South Africa	16.0	8.0	4.0		59.6	59.6	59.6				
EU27	59.9	49.5	41.6		16.0	8.0	4.0	29.0	29.0	29.0	29.0
					64.6	54.8	48.3			67.5	51.8

Note: DB=defined benefit; DC = defined contribution. *Low earners in Colombia, New Zealand and Slovenia are at 64%, 63% and 56% of average earnings, respectively, to account for the minimum wage level. Contribution rates for voluntary pensions in Belgium vary by earnings level, see country profile for more details. The OECD average refers to the average of all 38 OECD countries.

Source: OECD pension models.

主な年金制度改革（年表）

制度の創成	昭和17(1942)年	労働者年金保険法の発足（昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称）
	昭和29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36(1961)年	国民年金法の全面施行(国民皆年金)
制度の充実	昭和40(1965)年	1万円年金
	昭和44(1969)年	2万円年金
	昭和48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への 対応	昭和60(1985)年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6(1994)年	厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等
	平成 9(1997)年	三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金に統合
	平成12(2000)年	厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し(物価スライドのみ)等
	平成14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16(2004)年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21(2009)年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24(2012)年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
	平成28(2016)年	マクロ経済スライドの見直し(未調整部分の繰越し)、賃金・物価スライドの見直し(賃金変動に合わせた改定の徹底)等
令和 2(2020)年	厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し(在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入)、受給開始時期の選択肢の拡大等	

未統合記録(5,095万件)の解明状況

<令和6年3月時点>

<p>I</p> <p>〈解明された記録〉</p> <p>3,382万件</p>	<p>(1)基礎年金番号に統合済みの記録</p> <p>2,093万件</p>	<p>人数ベース 1,606万人</p> <p>受給者 1,148万人</p> <p>被保険者等 45.8万人</p>
	<p>(2)死亡者に関連する記録及び年金受給に結び付かない記録</p> <p>1,289万件</p> <p>① 死亡者に関連する記録 763万件</p> <p>② 年金受給に結び付かない記録 526万件</p>	
<p>II</p> <p>〈解明作業中又は なお解明を要する記録〉</p> <p>1,713万件</p>	<p>(1)現在調査中の記録 (ご本人からの回答に基づき記録を調査中)</p> <p>0.4万件</p>	
	<p>(2)名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録</p> <p>634万件</p> <p>・ご本人から未回答のもの 196万件</p> <p>・「自分のものではない」と回答のあったもの 158万件</p> <p>・お知らせ便の未到達のもの 38万件</p> <p>・その他(注1) 242万件</p>	
	<p>(3)持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録</p> <p>812万件</p> <p>～想定される例～</p> <p>・死亡していると考えられるもの</p> <p>・国外に転居していると考えられるもの</p> <p>・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの</p> <p>・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの</p>	
	<p>(4) (1)～(3)の記録と同一人と思われる記録(注2)</p> <p>267万件</p>	

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

(注1)「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等

(注2)(4)は、(1)～(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

年金記録問題についてのこれまでの取組状況 (主要データ)

1. 年金記録の回復状況

(1) ねんきん特別便により年金記録が回復された方 (令和6年4月)

延べ 1,065万人
受給者 269万人
加入者 796万人

(2) 記録が見つかり年金額の増えた方(平成20年5月～令和6年4月)

少なくとも 延べ408万人 (生涯額 2.9兆円)

(3) 約5,000万件の未統合記録のうち基礎年金番号に統合済みの記録
(令和6年4月末)

2,096万件
2万件

※最近1ヶ月で記録が回復した件数

2. 記録回復後の年金を受給できるまでの平均処理期間

・ 過去5年分までの支払い

7.2ヶ月 (21年3月) → 2.4ヶ月 (6年4月)

・ 時効特例分 (5年超) を含む全体

10.0ヶ月 (21年3月) → 4.4ヶ月 (6年4月)

※処理期間については平均的な処理期間を示しており、ケースによってはより期間を要することがある。

3. 年金事務所段階における訂正処理の基準の改定状況

平成27年 3月 国年・厚年・脱退手当金 (※)
平成27年 4月 厚年 (※)

※ 訂正請求手続の創設に伴いこれまでの基準を取りまとめたもの

(1) 年金の受給資格期間短縮(25年→10年)への対応(平成29年8月1日施行)

改正の概要

- 年金制度上無年金者となっていた方の中から年金を受け取れる方を増やし、納めて頂いた年金保険料をなるべく年金の受給につなげる観点から、年金の受給資格期間が25年から10年に短縮された(平成29年8月1日施行)。

取組の概要

1. 年金請求書等の送付

- 保険料納付済等期間が10年以上25年未満の方(約67.6万人)へ請求書を送付【平成29年2月下旬～7月上旬】
- 保険料納付済等期間が10年未満の方(約40万人)への勧奨(記録確認のお知らせ)【平成29年12月～平成30年6月】

2. 年金請求書の提出勧奨

- 市区町村、生活保護実施機関等への協力依頼【平成29年6月5日から実施済】
- 年金請求書の未提出情報の市区町村への提供【平成29年7月27日、平成30年2月16日】
- 年金請求書が未提出の方への文書勧奨(予約受付を含む)【平成29年6月19日～8月31日】(1回目)
※上記のうち電話番号が登録されている方については、電話勧奨も実施
- 年金請求書が未提出の方への文書再勧奨【平成30年4月26日～7月24日】(2回目)

3. その他の周知広報

- 市区町村への広報の協力依頼
- 政府広報
- 厚生労働省Facebook、Twitterによる情報発信
- 金融機関等への予約制周知の協力依頼

4. 受給資格期間短縮による年金請求者

I 平成30年6月末までに請求書を受け付けた約58.5万人の内訳は以下のとおり。

- ①請求書入り封筒を送付した方(②を除く) 約43.3万人
- ②請求書入り封筒を送付した方のうち、既に障害・遺族を要件とした年金を受給している方 約3.3万人
- ③請求書入り封筒の送付対象外であった方(保険料納付済等期間が10年未満の方でカラ期間を足すと10年以上となった方等) 約11.9万人

II 上記の約58.5万人の他に、請求書入り封筒を送付した方のうち、年金事務所等の窓口で、請求手続をした結果、カラ期間等が確認されたため、受給資格期間が25年以上となった方は、約6万人。

⇒上記 I ①にIIを加えると約49.3万人となり、請求書入り封筒を送付した保険料納付済等期間が10年以上25年未満の方のうち、障害・遺族を要件とした年金を受けていない方の数、約59.8万人に対して、約82.4%。

III 平成29年10月から平成30年7月までに初回の支払いがされた方(受給資格期間10年以上25年未満) 約55.1万人

年金生活者支援給付金の概要

- 年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。【令和6年度基準額 年63,720円（5,310円）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

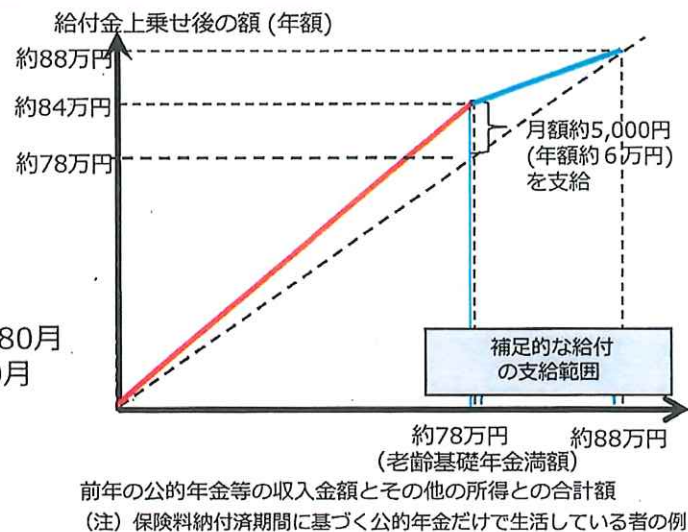
- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額^{※1}とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）^{※2}以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。
 ※2 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和5年10月以降は778,900円。

【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

- (1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,310円^{※3}×保険料納付済期間（月数）/480月
- (2) 保険料免除期間に基づく額（月額）＝11,333円^{※4}×保険料免除期間（月数）/480月

※3 毎年度、物価変動に応じて改定。
 ※4 令和6年度の新規裁定者の方（67歳以下の方）の例。
 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。
 ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,520円）。



（注）保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

高齢者への給付金（補足的な老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円^{※5}までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※5 令和5年10月以降は878,900円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
- ② 前年の所得^{※6}が、472万1,000円以下^{※7}であること

※6 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。
 ※7 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額。

- 【給付額】 障害等級2級の者及び遺族である者 … 5,310円^{※8}（月額）
 障害等級1級の者 … 6,638円^{※8}（月額）

※8 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・施行日…令和元年10月1日
- ・手続…本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用…全額国庫負担（令和5年度予算額5,242億円）
- ・件数（令和4年3月）…老齢給付金463.7万件、補足的な老齢給付金99.2万件、障害給付金204.8万件、遺族給付金7.9万件
- ・その他…各給付金は非課税。

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証）

－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し －

足下の所得代替率※（2024年度）

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

61.2% { 比例: 25.0%
基礎: 36.2%

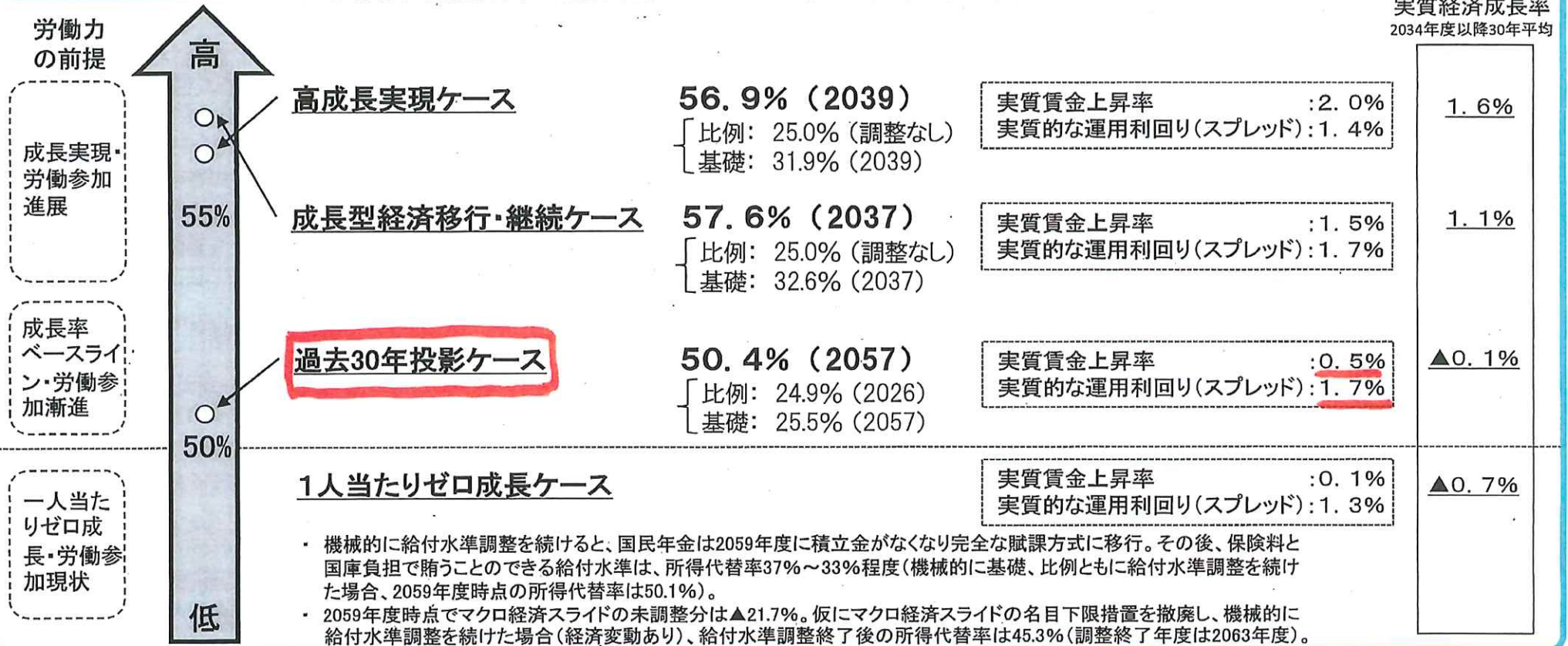
所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額
2024年度: 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

実質経済成長率
2034年度以降30年平均



- ・ 機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%～33%程度（機械的に基礎、比例ともに給付水準調整を続けた場合、2059年度時点の所得代替率は50.1%）。
- ・ 2059年度時点でマクロ経済スライドの未調整分は▲21.7%。仮にマクロ経済スライドの名目下限措置を撤廃し、機械的に給付水準調整を続けた場合（経済変動あり）、給付水準調整終了後の所得代替率は45.3%（調整終了年度は2063年度）。

※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円（全国加重平均）となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。（高成長実現ケース: +0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース: +0.4%ポイント、過去30年投影ケース: +0.3%ポイント）

注1: 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

注2: 高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

令和6年7月24日
調査及び立法参考局
社会労働調査室・課

◆御依頼日：7月19日

◆御依頼内容

在職老齢年金制度の存在が労働者を減らす（労働意欲を削ぐ）という主張について

1. 慶應義塾大学・清家篤教授がこの立場をとっていると聞いた。清家教授の主張が分かる論文。
2. 清家教授以外で同様の主張をしている記事や、そのエビデンスとなる資料。

以下の資料を提供いたします。御査収ください。

1. 慶應義塾大学・清家篤教授がこの立場をとっていると聞いた。清家教授の主張が分かる論文
清家教授は1980年代から当該主張をしており、論文も多くあります。
ここでは、最近の論考（資料1～2）と、データ分析を含む代表的な論文の例として1982年に書かれたもの（資料3）を提供します。

2. 清家教授以外で同様の主張をしている記事や、そのエビデンスとなる資料

在職老齢年金が就業抑制効果を持つとの主張を含む最近の記事等を資料4～7として提供します。

エビデンスとなる資料として、資料8は、在職老齢年金が高齢者の就業に及ぼす効果に関する研究結果についてまとめています。ここでは、60歳代前半の在職老齢年金（低在老）については就業抑制効果を示す研究が多くあるもの、65歳以上の在職老齢年金（高在老）については就業抑制効果が見られないとするものが多いとまとめています（p.45）。

ただし、賃金と年金の合計の階級別分布図を見ると、48万円の手前で小さな山ができています（資料9, p.7）、社会保障審議会年金部会では、年金制度が労働供給に対して中立ではないと示しているのではないかとする意見もありました¹。

<資料リスト>

- 資料1. 清家篤「基調講演 公的年金制度と労働供給」『日本年金学会誌』43巻, 2024.4, pp.113-119.
資料2. 清家篤「就労の促進と整合的な年金制度に」『週刊社会保障』3235号, 2023.9.18, pp.26-27.
資料3. 清家篤「年金の収入制限と労働供給」『日本労働協会雑誌』24巻9号, 1982.9, pp.14-24.
資料4. 塚崎公義「学者が斬る 視点争点 在職老齢年金制度は廃止せよ」『エコノミスト』4639号, 2020.2.25, pp.40-41.

¹ 玉木伸介・大妻女子大学短期大学部教授による発言（「第8回社会保障審議会年金部会（議事録）」2023.10.24.厚生労働省ウェブページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20231024.html>）。

(参考) 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

雇用者全体 (2023年度時点)
5,740万人 ※70歳以上を除く

- ① 90万人・・・企業規模要件撤廃+非適用業種の解消 (A)
- ② 200万人・・・①+賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ (A+B)
- ③ 270万人・・・②+5人未満個人事業所 (A+B+C)
- ④ 860万人・・・週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大 (D)

適用拡大対象者数 [万人]

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
①	90	40	30	20
②	200	70	90	40
③	270	130	90	50
④	860	380	290	200

フルタイム
4,780万人

厚生年金の被保険者
(フルタイム)
4,590万人

週所定労働時間
4分の3 (注4)

厚生年金の被保険者
(短時間)

令和2年改正までの
適用拡大の効果

企業規模要件撤廃

5人以上個人事業所
の非適用業種の解消

70万人 ... C
5人未満個人
※短時間を含む

20万人 ... A
5人以上個人
非適用業種
※短時間を含む

うち
20時間以上
380万人

フルタイム
以外
960万人

うち
20時間未満
580万人



学生等
20万人
(注3)



410万人 [10~20時間]
180万人 [10時間未満]

賃金要件撤廃 又は
最低賃金の引上げ

適用事業所

非適用事業所
(未適用者を含む)

注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。
 注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。
 注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者(更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く)が含まれている。
 注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

1. 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
 - ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
 - ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
 - ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)
- ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。

将来の所得代替率

	現行制度	適用拡大① (90万人拡大)	適用拡大② (200万人拡大)	適用拡大③ (270万人拡大)	適用拡大④ (860万人拡大)	
移行・継続 成長型経済	足下の所得代替率 (2024年度) 61.2% [比例:25.0% 基礎:36.2%]	57.6% (2037) [比例:25.0% (調整なし) 基礎:32.6% (2037)]	58.6% (2035) [比例:25.0% (調整なし) 基礎:33.6% (2035)] +1.0%	59.3% (2034) [比例:25.0% (調整なし) 基礎:34.4% (2034)] +1.7%	60.7% (2028) [比例:25.0% (調整なし) 基礎:35.8% (2028)] +3.1%	61.2% (調整なし) [比例:25.0% (調整なし) 基礎:36.2% (調整なし)] +3.6%
	過去30年投影	50.4% (2057) [比例:24.9% (2026) 基礎:25.5% (2057)] -3割	51.3% (2054) [比例:24.8% (2027) 基礎:26.5% (2054)] +0.9%	51.8% (2052) [比例:24.6% (2028) 基礎:27.2% (2052)] +1.4%	53.1% (2048) [比例:24.5% (2029) 基礎:28.6% (2048)] +2.7% -2割	56.3% (2038) [比例:23.1% (2038) 基礎:33.2% (2038)] +5.9% 改善! -1割

注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

社会保障の総負担の考え方

～国民負担率を抑えると、自己負担や家族の負担が増える～

社会支出GDP比(%)	日本25.97	仏35.62	独28.16	英22.49	米29.67
国民負担率(%)	日本46.8(潜在53.9)	仏69.9(83.0)	独54.0(59.7)	英46.0(63.4)	米32.3(50.8)
					スウェーデン 54.5(58.6)



※社会支出GDP比の数値について

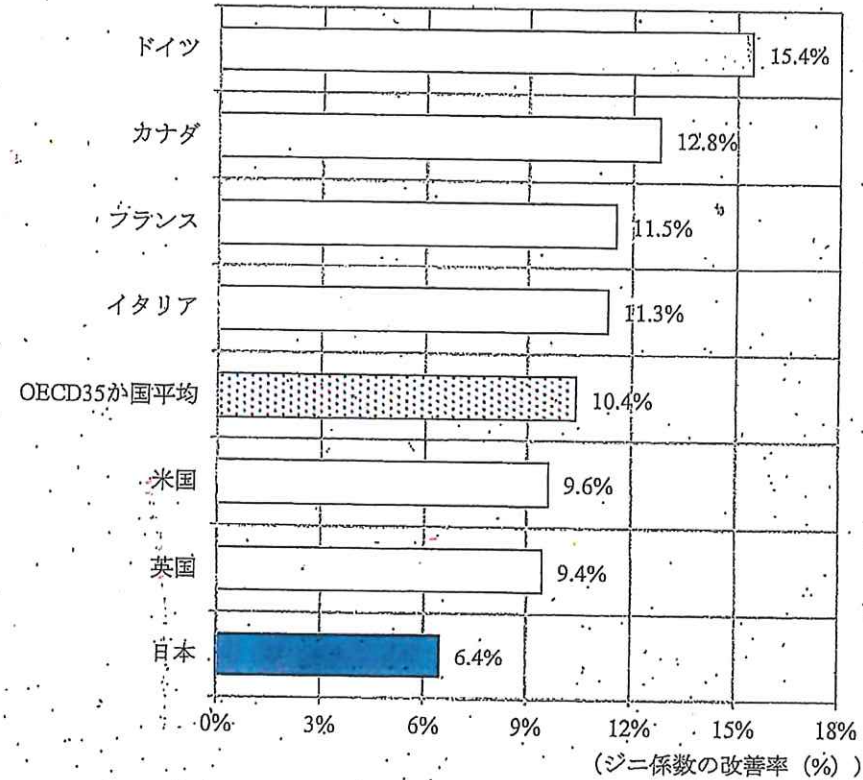
日本は2021年度の数値。諸外国は2023年の数値。なお、イギリスは2019年のEU離脱に伴い集計方法が異なるため参考値となる。

※国民負担率の数値について

日本は2023年度見通しの数値。諸外国は2020年の数値(暫定値)。ただし、日本については社会保障基金を含まず、米国については社会保障年金信託基金を含まない。

※この資料のデータは、社会保障費用統計、国民経済計算、OECD「National Accounts」、OECD「Revenue Statistics」、OECD「Economic Outlook112」より抽出している。

税による所得再分配効果(ジニ係数の改善率)の国際比較



(注1) ジニ係数の改善率は、税による改善度は「1-可処分所得(税引後・公的移転後)のジニ係数÷総所得(税引前・公的移転後)のジニ係数」で算出した数値。

(注2) 日本及びイタリアは2018年、米国、ドイツ及びフランスは2019年、英国及びカナダは2020年の数値。

(注3) OECD35か国平均は、OECD加盟国のうちデータの揃わない韓国及びメキシコを除く、各国の直近年の数値(見込値ではない実績値)を単純平均して求めた。

(出典) OECD, "Income Distribution Database." <<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=IDD>> (2023年1月23日確認) を基に作成。